

[事案 24-117] 契約無効確認請求

・平成 24 年 9 月 26 日 不受理決定

<事案の概要>

両親（故人）が契約者である保険契約（含、解約済契約）について、いずれも被保険者の同意が無く無効であるとして、契約が無効であることの確認および既払込保険料と解約返戻金の差額の返金、または、既払込保険料の返金を求める。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項第 6 号及び 9 号に基づき、申立てを不受理とした。

- (1) 申立人の請求は、契約者である両親から相続した、契約無効を原因とする不当利得返還請求権に基づくものといえるが、申立書によると、契約者には、申立人の他に相続人がおり、上記不当利得返還請求権については、他の相続人も共同相続人として相続していることが窺える。
- (2) 上記の不当利得返還請求権は、金銭債権であり、裁判所における民事訴訟であれば、申立人は単独で、申立人の相続部分について請求することも可能だが、単独での請求がなされると、申立人と保険会社との間の法律関係と、他の相続人と保険会社との間の法律関係が区々となり、法律関係が複雑化する結果を招く。このため、裁定審査会では、こうした事案においては、申立人に対して、相続人の代表者として申立てを行うべく、相続人全員から代表者として選任されることを求めているが、申立人より、他の相続人の代表となることは困難であるとの申し出がなされており、申立人を代表者として選任する旨の書面の提出は望めない。
- (3) 裁判外紛争解決機関である当審査会は、迅速かつ簡易な解決を旨としており、法律関係が複雑化する事態は上記の趣旨に明らかに反することから、裁定を行うことが適当でないと認められる。